

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
医療の非営利性を踏まえた開示内容・方法とすべきである。	社会医療法人にかかる開示の内容を定めるにあたっては、投資家が投資判断を行う上で重要と考えられる情報の的確な開示を求めると同時に、社会医療法人の業務の特殊性を踏まえ、例えば、財務諸表について、厚生労働省が定める社会医療法人のための作成基準に基づき作成することとするなどの措置を講じています。